

新居浜市ウィークリースタンス実施要領

1 目的

この要領は、建設工事に関する測量、調査及び設計等業務（以下「業務」という。）を円滑かつ効率的に進めるため、1週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、設計成果の品質を確保するとともに、より一層の労働環境改善に努めることを目的とする。

2 対象業務

災害対応等の緊急を要する業務を除く全ての業務を対象とする。

3 取組内容

原則として取組内容は次のとおりとするが、必要に応じ、受発注者相互に調整するものとする。

- (1) 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- (2) 水曜日等をノー残業デーと定め、勤務時間外の依頼はしない。
- (3) 金曜日（休日前）に依頼をしない。
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない。
- (5) 定時間際、定時後の依頼をしない。
- (6) その他、任意に設定する。

（例：打ち合わせは10時～16時までの時間とする等）

4 運用

- (1) 初回打合せ時に、発注者から受注者に本取組の目的と内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認し設定する。
- (2) 取組期間については、初回打合せ時から履行期限までを原則とする。
- (3) 受注者は、定めた内容について、様式1「ウィークリースタンス推進チェックシート」に整理し、打合せ記録簿と合わせて提出し、受発注者間で共有する。

5 適用年月日

本要領は、令和8年4月1日以降に契約する案件から適用する。

なお、令和8年4月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に

取り組むものとする。